

社会福祉法人唐津市社会福祉協議会役員及び評議員報酬支給規程

平成29年6月16日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人唐津市社会福祉協議会定款第10条第1項第3号の規定に基づき、社会福祉法人唐津市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の役員及び評議員に支給する報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「役員」とは、本会の理事及び監事をいう。

(会長の報酬等)

第3条 会長に報酬及び通勤手当を支給する。

2 報酬の額は、月額180,000円とする。

3 報酬及び通勤手当の支給については、社会福祉法人唐津市社会福祉協議会職員給与等支給規程の例による。

(理事、監事及び評議員の報酬等)

第4条 理事、監事及び評議員が、次の各号に定める会議等に出席した場合は、当該各号の区分に応じた報酬及び旅費を支給する。

(1) 理事会、評議員会及び会務のため会長の要請を受けて出席する委員会等 1回あたり3,000円及び社会福祉法人唐津市社会福祉協議会職員等旅費支給規程(以下「旅費規程」という。)第19条に定める別表第4による旅費額

(2) 監査 日額5,500円及び旅費規程第19条に定める別表第4による旅費額

(3) 研修、講習その他これらに類する目的のため出席する会議 旅費規程に定める事務局長の例による旅費額

2 前項第1号における「会務のため会長の要請を受けて出席する委員会等」とは、外部の関係機関等からの依頼により、当該関係機関等の設置する委員会等の委員として出席する会議をいう。この場合において、当該関係機関等の設置する委員会等より、直接費用弁償その他これらに類する金額が支払われる場合にあっては、本会からの報酬の支給は行わないものとする。

3 会長及び常務理事にあっては、第1項第1号及び第2号の規定は適用しないものとする。

4 報酬の支給については、第4条第1項各号に定める会議等に出席した後に役員、評議員名義の口座にすみやかに振り込むものとする。ただし、特別の事由があるときは、取りまとめて支給することができる。

(準用)

第5条 この規程に定めない事項については、旅費規程を準用する。

附 則(平成29年6月16日)

この規程は、評議員会の決議の日から施行する。